

キセラ川西 ニュース

KiseLa Kawanishi

[阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業]

令和2年1月9日発行

第107号

川西市キセラ川西推進課

TEL 072-740-1203

新年のごあいさつ



川西市長 越田 謙治郎

権利者、関係者の皆様、新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、平素より、キセラ川西整備事業の推進にあたり格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本事業は昨年6月にすべての整備工事が完了し、令和2年度の換地処分の公告、令和4年度の事業完了をめざして邁進しております。

地区内では、キセラ川西せせらぎ公園を利用する皆様の、休憩や打合せ場所となる「パークオフィスキセラ丸」が昨年4月にオープンし、5月には市民主体によるオープニングイベントを実施するなど、様々な活動の拠点として活用されています。

キセラ川西せせらぎ公園では、市内最大級の産業イベントである川西まつりなど、イベントも活発に行われており、平成29年7月の開園から現在までに、40団体により約250回開催され、約15万人が参加することで、にぎわいが創出されています。

また、キセラ川西せせらぎ公園の維持管理を目的とする、市民発意の掃除・除草イベントなどメンテナンスイベントも定着してきております。

これからも、「市民と共に成長する公園」がさらに大きな成長を遂げ、キセラ川西地区がより魅力溢れるまちとなるよう、尽力してまいりますので宜しくお願い申し上げます。

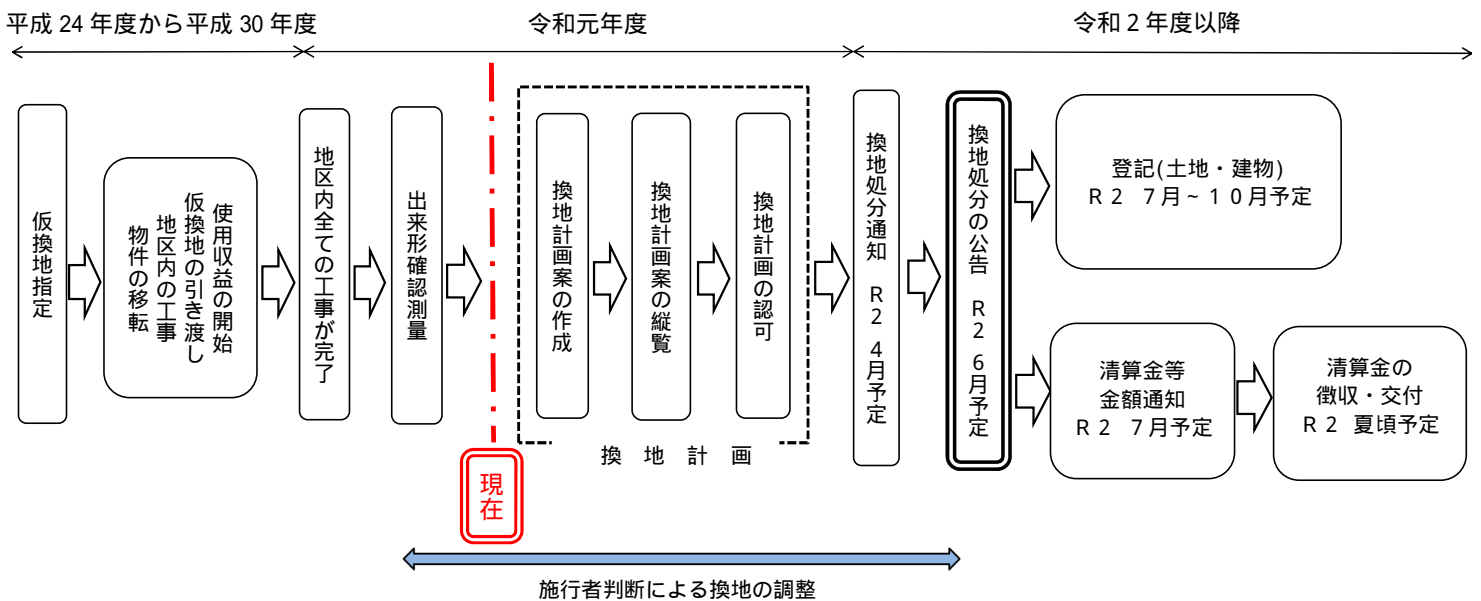
最後に、皆様にとりまして、この1年が幸多く、実り豊かな輝かしい年となりますよう祈念申しあげ、新年のあいさつとさせていただきます。



権利の申告について

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業も終盤をむかえており、今後、換地計画を作成し、県知事の認可を得て換地処分を行います。

換地処分までの流れ



換地処分の手続きを行うにあたり、権利変動を常に把握する必要があるため、以下の事項に該当する場合は、速やかに届け出をお願いします。(阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の施行に関する条例第 31 条 2 項) 権利の申告についてご不明な点がございましたら、キセラ川西推進課へご連絡ください。

届出をしていただきたい事項

以下のような場合が発生している際には、届出をしていただきますようお願いいたします。

権利の移転、変更または消滅があった場合

権利変動届出書：権利の変更届を届け出ていただきます。

権利を所有している方の住所、氏名、主たる事務所の所在地または名称に変更があった場合

住所・氏名変更届出書：変更を証する書面を添えて提出していただきます。

権利を所有している方が死亡し、その相続手続きが遅れるような場合

相続人代表者選任通知書：相続権者の中から代表者を出していただきます。

未登記の権利について

未登記の場合、土地登記簿に記載されていないものは確認できないため、未登記の権利（賃借権、使用貸借権、永小作権、一時使用の賃借権、質権、先取り特権、抵当権、留置権、地役権など）をお持ちの方は、権利の申告をお願いします。

申請に必要な書類

申告書（申告する方と土地の所有者の方、連名で申告）

連署で申告されない場合は権利を証する書類

印鑑登録証明書（申告書に署名した全員）

権利を証する書類

借地権等が宅地の一部分の時は、その位置が分かる見取図

借地権について

借地権（建物所有を目的とする地上権、賃借権）等の所有権以外の権利で、土地登記簿に記載されていないものは確認できないために、申告していただく必要があります。

申請に必要な書類

申告書（申告する方と土地の所有者の方、連名で申告）

連署で申告されない場合は権利を証する書類

印鑑登録証明書（申告書に署名した全員）

権利を証する書類

借地権等が宅地の一部分の時は、その位置が分かる見取図

相続が発生している土地について

換地処分は関係権利者に通知して行いますが、既に土地所有者などが死亡しており、相続登記が未了の場合は、法定相続人全員に対して通知を行うこととなり、換地処分後の手続き（清算金がある場合の各種届出・金銭のやり取り、登記完了証の收受など）についても相続人全員に行っていただくこととなります。

清算金がある場合、適切に手続きや届出が行われていなければ、交付清算金をお支払いすることはできず、金銭を法務局に供託¹することになったり、徴収清算金を法定持ち分に応じて清算金の支払い手続きを法定相続人全員に行っていただくこともあります。

1 供託とは、金銭、有価証券などを国家機関である供託所（法務局等）に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させること。相続人が確定していない場合は「債権者不確知」のため供託されます。

届出の様式がありますので、市の窓口へお問い合わせいただくか、市のホームページよりダウンロードしていただきますようお願いいたします。

おしらせ

現在、事業終了に向けて換地処分業務を進めております。
以前、地権者の皆様に対して、事業の進捗状況と換地処分にあたって発生する留意事項などをご説明させていただきました。その際にお伝えしていたとおり、換地計画案の縦覧までに土地評価の方法及び清算金についての留意事項など、再度個別にご説明をさせていただきますので、つきましては、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。



「川西市ふるさとづくり寄附金」の使い道に「キセラ川西せせらぎ公園への活用」が選ばれます。
キセラ川西せせらぎ公園は、公園の設計段階から市民が参加し、市民自らが「私たちの公園」と愛着を持って育てていけることをめざしています。公園を中心とした積極的な市民の皆さんの活動や、この公園の発展を是非応援してください。

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。
また、「中央北まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。

権利者が死亡され名義変更されていない方や、権利の移動があった場合、住所氏名の変更があった場合はご連絡を。

川西市 土木部 キセラ川西推進課 TEL: 072-740-1203

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関して

土木部 公園緑地課 TEL: 072-740-1185

公園利活用、パークオフィスキセラ丸及びキセラ カフェなどの
市民参画について

FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>